

運 用 報 告 書

2014年9月30日に終了する計算期間

エネルギー・セレクト・セクターSPDR[®] ファンド
(The Energy Select Sector SPDR[®] Fund)

目 次

| | |
|---------------------------------|-----------|
| ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察 | |
| およびパフォーマンスの概要 | 1 |
| 投資一覧 | 4 |
| 財務諸表 | 5 |
| 財務ハイライト | 8 |
| 財務諸表に対する注記 | 9 |
| 独立した登録公認会計士事務所の報告書 | 17 |
| その他の情報 | 18 |

免責事項

この運用報告書の日本語版はセレクト・セクター SPDR® トラストの 2014 年 9 月 30 日付 Annual Report の記載事項の翻訳に基づいており、日本における投資家の参照用に作成されたものです。投資家は、英語版および日本語版との間に齟齬が生じた場合、英語版が優先されることにご留意下さい。

(注) 本書において、米ドルの円貨換算は、2015 年 8 月 13 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客直物電信売買相場仲値(1 米ドル=124.29 円)による。また、本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限らない。

なお、米ドルの円貨換算は、原文には含まれておらず、監査報告その他本書面上の報告の対象たる財務諸表を構成するものではない。

エネルギー・セレクト・セクターSPDR[®]ファンド (The Energy Select Sector SPDR[®] Fund) — ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察

エネルギー・セレクト・セクターSPDR[®]ファンド(The Energy Select Sector SPDR[®] Fund) (以下「本ファンド」という。)は、S&P[®]エネルギー・セレクト・セクター指数(Energy Select Sector Index) (以下「本指数」という。)を構成する企業の上場株式の価格および利回りに概ね合致する運用成果(費用の控除前)の達成を目標としています。この目標を達成する上で、本ファンドは複製戦略を利用しています。

2014年9月30日までの1年間(以下「報告期間」という。)については、本ファンドのトータルリターンは11.40%、本指数のトータルリターンは11.62%でした。本ファンドおよび本指数のリターンには、配当金の再投資およびその他の収入が反映されています。本ファンドのパフォーマンスには、本ファンドの年間の運営費が反映されています。本指数は運用されておらず、本指数のリターンには、これにマイナスの影響を及ぼすような手数料や費用が反映されていません。このため、本ファンドのパフォーマンスと本指数のパフォーマンスの差は、主に本ファンドの運営費、現金残高が本ファンドのパフォーマンスに与える影響、本ファンドと本指数の構成銘柄の比率の小さな違いによる累積的な影響、およびコンパウンディング(アウトパフォーマンスまたはアンダーパフォーマンスを増幅する効果)に起因する可能性があります。

エネルギー・セクターは2013年12月31日に終了した四半期に比較的高いリターンを達成したものの、S&P 500[®]指数全体をアンダーパフォームしました。コモディティー需要の低迷、IMFによる経済成長見通しの下方修正、中国経済の継続的な減速がエネルギー・セクターの相対的なリターンの制約になりました。このように市場全体をアンダーパフォームする傾向は、米国北東部における厳冬、中国の経済指標のさらなる悪化、ウクライナとロシアをめぐる不透明感等を背景に、2014年第1四半期に入っても変わりませんでした。1月にやや下落したエネルギー銘柄は、2~3月には下落分を取り戻し、その後もリターンはポジティブに推移しました。米連邦準備制度理事会(以下「FRB」という。)と欧州中央銀行(以下「ECB」という。)が金融緩和姿勢を継続すると繰り返したことが、エネルギー価格を押し上げ、コモディティー需要を下支えしました。

エネルギー・セクターにとって2014年6月30日に終了した四半期は非常に堅調であり、エネルギー株はS&P 500[®]指数全体対比で大幅に上昇しました。FRBやECBの金融緩和策に下支えされてグローバル経済が引き続き堅調だったことが、エネルギー・セクターに対する需要を大きく押し上げました。また、中東やウクライナにおける混乱や、中国の製造業関連の指標が好転して世界第2位の同国経済が安定する可能性を示唆したことを背景に、原油価格が上昇しました。最後に、米国商務省は一定の条件付きで原油の輸出増加を認めました。過去40年間にわたり、原油の輸出は原則として禁止されていました。「上昇したものは必ず下落する」という格言どおり、原油価格は大幅なドル高を背景に素早く下落に転じ、報告期間の最終四半期には10%以上も下落しました。また、供給サイドの懸念は、ロシア/ウクライナ情勢の安定化や米国における生産増加を背景に後退しました。エネルギー・セクターは大幅に下落しましたが、報告期間全体では相応にプラスのリターンを達成しています。

個々の証券のレベルでは、本ファンドのパフォーマンスに最も貢献したものは、Exxon Mobil Corporation、Schlumberger NV、およびWilliams Companies, Incでした。本ファンドのパフォーマンスに最もマイナスに寄与したのは、Diamond Offshore Drilling, Inc.、Cabot Oil & Gas Corporation、およびTransocean Ltdでした。

上記の見解は、報告期間のみを通じた本ファンドのポートフォリオ・マネージャーの見解を反映したもので、必ずしもアドバイザー全体的見解を反映しているものではない。この見解は、市場その他の状況により常に変更されることがあり、アドバイザーは、この見解を最新のものとする責任を放棄する。この見解に投資助言として依拠することはできない。ファンドの投資判断は多くの要素に基づいているため、ファンドのために取引を行う意思を示すものとして、この見解に依拠することはできない。

エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド — パフォーマンスの概要

純資産価額による本ファンドのトータル・リターン、市場価格に基づくトータル・リターンおよびそのベンチマークとなるインデックスについてパフォーマンスを示す以下の表は、比較目的のためにのみ記載されており、表示された期間を示している。本ファンドの受益権1口当たりの純資産価額(以下「NAV」という。)は、本ファンドの受益権1口の価額であり、資産総額から負債総額を控除した後の額を発行済みの受益権数で除して計算される。NAVリターンは、本ファンドのNAVを基準とし、市場リターンは、本ファンドの受益権1口当たり市場価格を基準とする。市場リターンの計算に使われる市場価格は、本ファンドの受益権が上場されている取引所における本ファンドのNAVの計算時の買い呼び値の最高額と売り呼び値の最低額の間値を用いて決定される。NAVおよび市場リターンは、配当とキャピタルゲインの分配金が、NAVにより本ファンドに再投資されていることを前提としている。市場リターンには、流通市場での取引について支払われる売買委託手数料は含まれていない。売買委託手数料を含めたとしたら、市場リターンはこれより低くなるものと思われる。

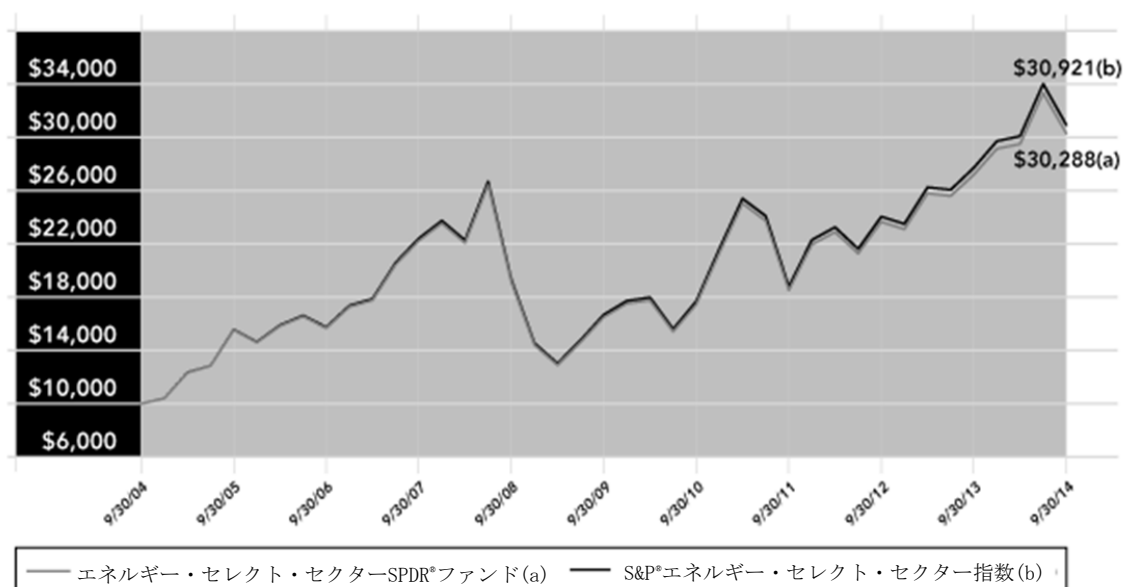
インデックスは、特定の金融市場またはセクターについての統計的測定基準である。インデックスは、実際には証券ポートフォリオを有していないため、手数料または費用の控除額は反映されない。これに対して、本ファンドのパフォーマンスは、こうした控除額のマイナスの影響を受ける。

表記のパフォーマンスは過去のパフォーマンスを示すものであり、将来の結果を保証するものではない。現在のパフォーマンスが、表記のパフォーマンスを上回ることも下回ることもある。本ファンドの直近の月末のパフォーマンスについては、www.sectorspdrs.comをご覧ください。本ファンドへの投資には、元本損失を含む運用リスクを伴う。運用のリターンおよび元本価値は変動するものであり、受益権が償還された際に、当初のコストを上回ることも下回ることもある。リターンには、受益者が本ファンドの配当または受益権の償還もしくは売却に関連して支払う租税の控除額は反映されていない。2014年1月31日付け目録見書の手数料および費用の表に記載されたエネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンドの総費用比率は0.16%である。下記の表に示した本ファンドのNAVに基づく3年、5年、および10年のリターンには、手数料の放棄の影響が反映されており、この影響を除外するベースでは、リターンは低下する。

2014年9月30日時点のパフォーマンス

| | 累積トータルリターン | | | 平均年率トータルリターン | | |
|-----------|------------|---------|-----------------------|--------------|--------|-----------------------|
| | NAV | 市場価格 | S&P®エネルギー・セレクト・セクター指数 | NAV | 市場価格 | S&P®エネルギー・セレクト・セクター指数 |
| 1年 | 11.40% | 11.39% | 11.62% | 11.40% | 11.39% | 11.62% |
| 3年 | 63.60% | 63.58% | 64.57% | 17.83% | 17.83% | 18.06% |
| 5年 | 83.58% | 83.85% | 85.35% | 12.92% | 12.95% | 13.13% |
| 10年 | 202.88% | 203.33% | 209.21% | 11.72% | 11.74% | 11.95% |

投資額 10,000 ドルの価値の変化の比較(純資産価額ベース)



過去のパフォーマンスは将来の結果を保証するものではない。

インデックスのリターンは運用されたものではなく、手数料および費用の控除額を反映していない。インデックスのリターンは、収益、値上がり益および損失の全ての項目と、配当およびその他の利益の再投資を反映している。

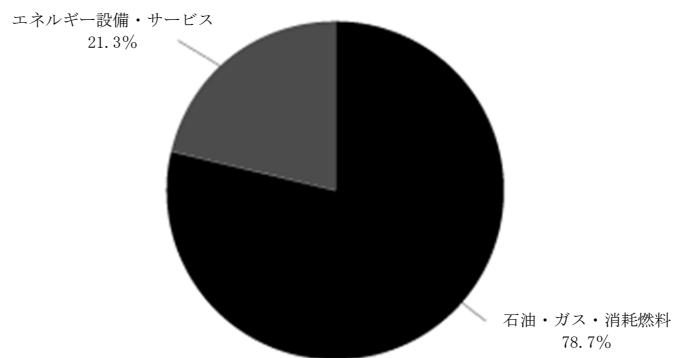
エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド — ポートフォリオの概要

保有額上位 5 銘柄(2014 年 9 月 30 日時点)

| 銘柄 | <u>EXXON MOBIL CORP.</u> | <u>CHEVRON CORP.</u> | <u>SCHLUMBERGER, LTD.</u> | <u>CONOCOPHILLIPS</u> | <u>EOG RESOURCES, INC.</u> |
|-------------|--------------------------|----------------------|---------------------------|-----------------------|----------------------------|
| 市場価格 | \$ 1,495,525,635 | 1,278,587,898 | 760,150,444 | 384,186,872 | 365,236,161 |
| 純資産比率 | 15.2 | 13.0 | 7.7 | 3.9 | 3.7 |

(保有額の上位 5 位は変わる可能性があり、本ファンドが特定の会社に投資し続けるという保証はない。)

産業分類(2014 年 9 月 30 日時点)*



* 本ファンドの産業分類は普通株式残高に対する割合として表記されており、変化する可能性がある。

エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド

投資一覧

2014年9月30日

| 保有銘柄 | 株式数 | 評価額 |
|---|-------------|-------------------------|
| 普通株式 — 99.9% | | |
| エネルギー設備・サービス — 21.3% | | |
| Baker Hughes, Inc. | 3,185,498 | \$ 207,248,500 |
| Cameron International Corp. (a) | 1,794,547 | 119,122,030 |
| Diamond Offshore Drilling, Inc. (b) | 621,032 | 21,282,767 |
| EnSCO PLC (Class A) (b) | 1,280,359 | 52,891,630 |
| FMC Technologies, Inc. (a) | 2,332,332 | 126,668,951 |
| Halliburton Co. | 5,627,198 | 363,010,543 |
| Helmerich & Payne, Inc. | 592,376 | 57,975,839 |
| Nabors Industries, Ltd. | 2,943,703 | 66,998,680 |
| National-Oilwell Varco, Inc. | 3,016,656 | 229,567,522 |
| Noble Corp. (b) | 1,392,707 | 30,945,949 |
| Schlumberger, Ltd. | 7,475,174 | 760,150,444 |
| Transocean, Ltd. (b) | 1,868,513 | 59,736,361 |
| | | <u>2,095,599,216</u> |
| 石油・ガス・消耗燃料 — 78.6% | | |
| Anadarko Petroleum Corp. | 3,254,953 | 330,182,432 |
| Apache Corp. | 2,441,311 | 229,165,864 |
| Cabot Oil & Gas Corp. (b) | 5,000,016 | 163,450,523 |
| Chesapeake Energy Corp. | 3,819,192 | 87,803,224 |
| Chevron Corp. | 10,715,621 | 1,278,587,898 |
| Cimarex Energy Co. | 476,719 | 60,319,255 |
| ConocoPhillips | 5,020,738 | 384,186,872 |
| CONSOL Energy, Inc. | 2,020,641 | 76,501,468 |
| Denbury Resources, Inc. (b) | 3,877,955 | 58,285,664 |
| Devon Energy Corp. | 2,452,869 | 167,236,608 |
| EOG Resources, Inc. | 3,688,509 | 365,236,161 |
| EQT Corp. (b) | 831,409 | 76,107,180 |
| Exxon Mobil Corp. | 15,901,389 | 1,495,525,635 |
| Hess Corp. | 1,798,685 | 169,651,969 |
| Kinder Morgan, Inc. (b) | 3,634,485 | 139,346,155 |
| Marathon Oil Corp. | 4,375,541 | 164,476,586 |
| Marathon Petroleum Corp. | 1,565,365 | 132,539,455 |
| Murphy Oil Corp. (b) | 1,255,406 | 71,445,155 |
| Newfield Exploration Co. (a) | 746,791 | 27,683,542 |
| Noble Energy, Inc. | 2,712,147 | 185,402,369 |
| Occidental Petroleum Corp. | 3,763,796 | 361,888,985 |
| ONEOK, Inc. (b) | 1,149,011 | 75,317,671 |
| Peabody Energy Corp. (b) | 140,082 | 1,734,215 |
| Phillips 66 | 3,087,675 | 251,058,854 |
| Pioneer Natural Resources Co. | 1,791,633 | 352,897,952 |
| QEP Resources, Inc. | 915,515 | 28,179,552 |
| Range Resources Corp. (b) | 1,463,327 | 99,228,204 |
| Southwestern Energy Co. (a) | 2,494,709 | 87,190,080 |
| Spectra Energy Corp. | 4,975,503 | 195,338,248 |
| Tesoro Corp. (b) | 2,229,789 | 135,972,533 |
| The Williams Cos., Inc. | 5,245,274 | 290,325,916 |
| Valero Energy Corp. | 4,073,433 | 188,477,746 |
| | | <u>7,730,743,971</u> |
| 普通株式合計 — | | |
| (コスト \$10,613,295,008) | | <u>9,826,343,187</u> |
| 短期投資資産 — 2.3% | | |
| MMF — 2.3% | | |
| State Street Navigator Securities | | |
| Lending Prime Portfolio (c)(d) | 222,963,581 | 222,963,581 |
| State Street Institutional Liquid | | |
| Reserves Fund 0.09% (d)(e) | 9,138,489 | 9,138,489 |
| 短期投資資産合計 — | | |
| (コスト \$232,102,070) | | <u>232,102,070</u> |
| 投資資産合計 — 102.2% (f) | | |
| (コスト \$10,845,397,078) | | 10,058,445,257 |
| その他の資産および負債 — (2.2)% | | |
| | | <u>(219,460,083)</u> |
| 純資産 — 100.0% | | |
| | | <u>\$ 9,838,985,174</u> |

(c) 貸与中の当該証券の現金担保への投資。

(d) SSgA Funds Management, Inc が運用する関連ファンド(注3)。

(e) 期末までの7日間の利回りを年率換算したレート。

(f) 本ファンドの証券の時価はレベル1のインプットに基づき決定される(注2)。

財務諸表に対する注記を参照。

(a) 利息を生じない証券。

(b) 2014年9月30日時点で当該証券の一部が貸与中。

セレクト・セクターSPDR®トラスト
貸借対照表
2014年9月30日時点

エネルギー・
セレクト・セクタ
ーSPDR®ファンド

| | |
|---|--------------------------|
| 資産の部 | |
| 関係会社以外の発行体に対する投資(評価額)* (注2) | \$ 9,826,343,187 |
| 関係会社たる発行体に対する投資(評価額) (注2、注3) | 232,102,070 |
| 投資資産合計 | <u>10,058,445,257</u> |
| 現金 | — |
| 売却した投資資産の未収金 | — |
| セレクト・セクターSPDR®ファンド受益権の現物取引に関連する収入の未収金 | 7,316 |
| 売却した発行条件付証券の未収金 | — |
| 配当の受取債権- 関係会社以外の発行体(注2) | 6,232,651 |
| 配当および証券貸借取引における収入の受取債権- 関係会社たる発行体(注2) | 2,065 |
| 前払費用 | 32,477 |
| 資産合計 | <u>10,064,719,766</u> |
| 負債の部 | |
| 貸与証券返還の買掛金 | 222,963,581 |
| カスタディアンへの支払金 | — |
| 購入した投資資産の買掛金 | — |
| セレクト・セクターSPDR®ファンド受益権の現物取引に関連する収入の買掛金 | — |
| 未払販売手数料(注4) | 873,149 |
| 未払投資顧問報酬(注3) | 318,705 |
| 未払ライセンス料(注4) | 1,195,513 |
| 事務費用、カスタディー費用、名義書換代理人報酬の未払分(注3) | 129,199 |
| 未払受託者報酬(注4) | 3,910 |
| 未払費用およびその他負債 | 250,535 |
| 負債合計 | <u>225,734,592</u> |
| 純資産 | <u>\$ 9,838,985,174</u> |
| 純資産の構成 | |
| 払込資本金(注5) | \$ 12,210,962,230 |
| 配当前の純投資益(純投資益を超える配当) | — |
| 累積純投資実現益(損) | (1,585,025,235) |
| 純投資未実現益(損) | (786,951,821) |
| 純資産 | <u>\$ 9,838,985,174</u> |
| 純資産価額 | |
| セレクト・セクターSPDR®ファンド受益権1口当たりの純資産価額 | \$ 90.58 |
| 設定済受益権(受益権の上限なし、額面価額) | <u>108,624,200</u> |
| 投資コスト | |
| 関係会社以外の発行体 | \$ 10,613,295,008 |
| 関係会社たる発行体(注3) | 232,102,070 |
| 投資コスト合計 | <u>\$ 10,845,397,078</u> |
| * 借入証券への投資を含む、評価額 | <u>\$ 214,773,577</u> |

財務諸表に対する注記を参照。

セレクト・セクターSPDR®トラスト
 損益計算書
 2014年9月30日に終了する年度

エネルギー・セ
 レクト・セクタ
 ーSPDR®ファン
 ド

| | |
|------------------------------------|-----------------------|
| 投資益 | |
| 配当益- 関係会社以外の発行体(注2)..... | \$ 203,222,309 |
| 配当益- 関係会社たる発行体(注2、注3)..... | 14,841 |
| 関係会社たる発行体の証券の純貸借収入 (注3、8)..... | 1,016,547 |
| 外国課税控除..... | — |
| 投資益合計 | <u>204,253,697</u> |
| 費用 | |
| ライセンス料(注4)..... | 4,556,863 |
| 販売手数料(注4)..... | 4,467,680 |
| 投資顧問報酬(注3)..... | 3,546,437 |
| 合算手数料(事務代理人、カストディアン、名義書換代理人報酬)(注3) | 1,469,832 |
| 印刷費および郵送費..... | 408,038 |
| 専門家報酬..... | 52,082 |
| SEC登録費用..... | 105,195 |
| 受託者報酬(注4)..... | 79,052 |
| 保険費用..... | 32,526 |
| その他費用..... | 53,367 |
| 費用合計 | <u>14,771,072</u> |
| 純投資益 | <u>189,482,625</u> |
| 実現および未実現投資益(損) | |
| 純実現益(損) | |
| 投資取引- 関係会社以外の発行体..... | 892,606,308 |
| 投資取引- 関係会社たる発行体(注3)..... | — |
| 未実現益(損)の変化(ネット) | |
| 投資取引- 関係会社以外の発行体..... | (193,034,746) |
| 投資取引- 関係会社たる発行体(注3)..... | — |
| 実現および未実現純投資益(損) | <u>699,571,562</u> |
| 投資に起因する純資産の純増加額(減少額) | <u>\$ 889,054,187</u> |

財務諸表に対する注記を参照。

セレクト・セクターSPDR[®]トラスト
純資産変動計算書

| | エネルギー・セレクト・セクター SPDR [®] ファンド | |
|---|---|-------------------------|
| | 2014年9月30日終 了年度 | 2013年9月30日終 了年度 |
| 投資に起因する純資産の増加額(減少額) | | |
| 純投資益 | \$ 189,482,625 | \$ 145,632,178 |
| 純実現投資益(損) | 892,606,308 | 650,807,882 |
| 未実現投資益(損)の変化(ネット) | (193,034,746) | 210,303,765 |
| 投資に起因する純資産の純増加額(減少額) | <u>889,054,187</u> | <u>1,006,743,825</u> |
| 純平準化貸記額および借記額 | 6,954,845 | 2,100,261 |
| 受益者向け配当 | | |
| 純投資益 | (197,189,804) | (147,604,142) |
| セレクト・セクターSPDR[®]ファンド受 益権取引 | | |
| 受益権売却受取金 | 24,615,662,145 | 18,634,296,819 |
| 受益権償還コスト | (23,436,123,285) | (19,107,921,390) |
| 純利益の平準化(注2) | (6,954,845) | (2,100,261) |
| セレクト・セクターSPDR[®]ファンド受 益権取引に起因する純資産の純増加 額(減少額)(注5) | <u>1,172,584,015</u> | <u>(475,724,832)</u> |
| 年度内の純資産の純増加額(減少額) | 1,871,403,243 | 385,515,112 |
| 年度開始日時点の純資産 | 7,967,581,931 | 7,582,066,819 |
| 年度終了日時点の純資産(1) | <u>\$ 9,838,985,174</u> | <u>\$ 7,967,581,931</u> |
| セレクト・セクターSPDR[®]ファンド受 益権 | | |
| 受益権売却数 | 272,500,000 | 239,100,000 |
| 受益権償還数 | (260,000,000) | (246,200,000) |
| 純増加額(減少額) | <u>12,500,000</u> | <u>(7,100,000)</u> |
| (1)配当前の純投資益(純投資益を超える 配当)を含む | \$ — | \$ — |

財務諸表に対する注記を参照。

セレクト・セクターSPDR®トラスト

財務ハイライト

各年度のセレクト・セクターSPDR®ファンド受益権残高についての主要データ

| | エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド | | | | |
|--------------------------------|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 2014年9月30日 終了年度 | 2013年9月30日 終了年度 | 2012年9月30日 終了年度 | 2011年9月30日 終了年度 | 2010年9月30日 終了年度 |
| 年度開始日時点の純資産価額..... | \$ 82.89 | \$ 73.45 | \$ 58.54 | \$ 56.05 | \$ 53.96 |
| 投資益(損) | | | | | |
| 純投資益(1)..... | 1.77 | 1.49 | 1.19 | 1.01 | 1.01 |
| 純実現および未実現益(損)(2)..... | 7.63 | 9.43 | 14.91 | 2.55 | 2.15 |
| 投資合計..... | 9.40 | 10.92 | 16.10 | 3.56 | 3.16 |
| 純平準化貸記額および借記額(1)..... | 0.07 | 0.02 | 0.02 | 0.01 | (0.06) |
| 受益者向け配当原資 | | | | | |
| 純投資益..... | (1.78) | (1.50) | (1.21) | (1.08) | (1.01) |
| 年度終了日時点の純資産価額..... | \$ 90.58 | \$ 82.89 | \$ 73.45 | \$ 58.54 | \$ 56.05 |
| トータルリターン(3)..... | 11.40% | 15.02% | 27.68% | 6.07% | 5.80% |
| 指標および補足データ | | | | | |
| 年度終了日時点の純資産額(1,000ドル)..... | \$ 9,838,985 | \$ 7,967,582 | \$ 7,582,067 | \$ 6,276,840 | \$ 6,677,088 |
| 平均純資産額に対する費用の比率..... | 0.15% | 0.17% | 0.18% | 0.19% | 0.20% |
| 平均純資産額に対する費用の比率(権利放棄分を含む)..... | 0.15% | 0.17% | 0.18% | 0.19% | 0.20% |
| 平均純資産額に対する純投資益(損)の比率..... | 1.94% | 1.92% | 1.71% | 1.43% | 1.80% |
| ポートフォリオの回転率(4)..... | 5.25% | 2.68% | 5.47% | 3.48% | 7.68% |

- (1) 受益権 1 口当たりの数字は発行済平均受益権数を用いて計算されており、当年度の受益権 1 口当たり受益権のデータをより適切に示している。
- (2) 本項目の数字は受益権残高に対するものであり、本ファンドの市場価格の変動に関連して受益権の売買のタイミングが異なることにより、各年度における証券の損益変化の合計と一致しない可能性がある。
- (3) トータルリターンは、年度開始日に純資産価額で受益権を購入し、年度終了日に純資産価額で売却するという前提で算出した。計算上、分配金は本ファンドの各支払日に受益権 1 口当たりの純資産価額で再投資したものと仮定した。売買委託手数料は本計算には含まれていない。
- (4) ポートフォリオの回転率には、セレクト・セクターSPDR®ファンド受益権の現物設定または現物償還に起因して授受される証券は含まれない。

財務諸表に対する注記を参照。

セレクト・セクターSPDR®トラスト
財務諸表に対する注記
2014年9月30日

1. 設立

セレクト・セクターSPDR®トラスト(以下「本トラスト」という。)は1998年6月10日にマサチューセッツ州に設立され、1940年投資会社法(以下「1940年法」という、その後の改正を含む)に基づくオープンエンド型の投資会社として登録されている。本トラストは、特定の市場セクター指数(以下、それぞれを「セレクト・セクター指数」という。)に反映された特定のセクターまたは産業グループに属する、実質的に全ての普通株式から実質的に同じ構成比率にて構成される証券のポートフォリオに対する比例配分された分割不能の利益を表す証券を購入する機会を、投資家に提供する目的で設立された。9のセレクト・セクター指数はそれぞれ、S&P 500®指数を構成する公開企業の株式のバスケットを表す。本トラストは、一般消費財セレクト・セクターSPDR®ファンド、生活必需品セレクト・セクターSPDR®ファンド、エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド、金融セレクト・セクターSPDR®ファンド、ヘルスケア・セレクト・セクターSPDR®ファンド、資本財セレクト・セクターSPDR®ファンド、素材セレクト・セクターSPDR®ファンド、テクノロジー・セレクト・セクターSPDR®ファンド、および公益事業セレクト・セクターSPDR®ファンド(以下、個別におよび総称して「本ファンド」または「セレクト・セクターSPDR®ファンド」という。)というシリーズから構成される。本ファンドは、分散されていない。本ファンドの運用目的は、特定のセレクト・セクター指数の価格および利回りのパフォーマンスに概ね対応する運用成果(費用および手数料の控除前)を提供することである。

本トラストの組織関連書類に基づき、本トラストの役員および受託者は、本トラストに対する職務の遂行に起因する一定の責任について補償される。さらには、通常の業務過程において、本トラストは、一般的な補償条項を定めた契約を締結する。こうした取り決めに基づき本トラストが最大限負うことのあるリスクは不明である。それは、本トラストに対してなされる可能性のある未発生の将来の請求を含むためである。しかしながら、本トラストは、経験則から、損失のリスクの可能性は低いと想定している。

本ファンドの投資は、市場リスクといったリスクにさらされている。一定の投資対象に関連するリスク水準のため、少なくとも、近いうちに投資証券の価格が変動し、その変動が財務諸表の計上額に重大な影響を及ぼす合理的な可能性がある。

本ファンドへの投資には、経済および政治動向、金利の変化ならびに株価の潜在的なトレンド等の要因を背景とする市場の変動等、あらゆる株式ファンドへの投資と同様のリスクが伴う。本ファンドの受益権の価値は、該当するセレクト・セクター指数の価値の低下と多かれ少なかれ連動して低下する。株式の価値は、全般に低下することがあり、また、他の投資対象をアンダーパフォームすることもある。本ファンドは一般的に、株式の発行体が財務上の問題を抱えているという理由によっては、当該株式が該当するセレクト・セクター指数から除外されない限り、当該株式を売却することはない。各セレクト・セクターSPDR®ファンドは、特定の業種に集中的に投資するため、幅広い業種に投資するファンドよりもリスクが高い。

2. 重要な会計方針の概要

以下は、本ファンドが財務諸表の作成に際して従った重要な会計方針の概要である。

米国で一般に認められた会計原則に従って財務諸表を作成するには、経営陣は、財務諸表における計上額および開示内容に影響する見積および仮定を行わなければならない。実際の結果はこうした見積と相違することがありうる。財務諸表は米ドル建てで提示される。

証券の評価

本ファンドのポートフォリオを構成する証券の価値は当該証券の市場価格に基づき、一般に取引所もしくはその他の市場から入手した評価(または取引所もしくはその他の市場が提供する価格のクォーターションもしくはその他の同等の気配価格に基づく)または独立した価格情報源から入手した評価を意味する。オープンエンド型の投資会社への投資は、営業日毎にその純資産価額により評価される。ある証券の市場価格を容易に入手できないか、またはその評価額が当該証券の公正価値を正確に反映していない場合、この証券は、本トラストの受託者会(以下「受託者会」という。)が、本トラストの評価方針および手続に従ってより公正価値を反映していると考えられる別の方法により、評価が行われる。受託者会は、証券の評価に関する手続を採用している。この手続に基づいて、監視委員会(注3に定義)は、市場相場を容易に入手できないか、またはその公正価値を正確に反映していないかについて、判断を行う。監視委員会またはその小委員会は、受託者会

の監督に服した上で、様々な状況(証券取引が停止または禁じられている状況を含むが、これに限らない。)における公正価値の決定方法を利用することができる。公正価値の決定には、主観的判断が伴い、ある証券の公正価値の決定は、当該証券の売却時に受け取ることでできる価額と大きく異なる可能性がある。

本ファンドは、金融資産および金融負債の公正価値の測定ならびに公正価値オプションについて、権威のある指針に引き続き従う。また、当該指針は、可能な場合には最も観察可能なインプットの利用を要求することによって、観察可能なインプットの利用を最大化し、観察不能なインプットの利用を最小化するように、公正価値の測定に用いるインプットの順序を取り決めている。指針では、公正価値の計測に利用可能なインプットを以下の3つのレベルに分類している。

- レベル1 — 活発な市場環境において同一証券に対して提示された未調整の市場価格
- レベル2 — その他の観察可能な重要なインプット(類似した証券に対して提示された価格、金利、期限前弁済速度、信用リスク等を含むがこれに限らない)
- レベル3 — 観察不能な重要なインプット(本ファンドが投資対象の公正価値を決定する際に用いる前提事項を含む)

レベル2またはレベル3のインプットを用いた投資対象には(i)コーポレートアクションに関連する未上場の証券、(ii)売却制限付証券(1933年証券取引法(その後の改正を含む)に基づき登録せずに公に売却できない証券等)、(iii)取引が一時停止となった証券または主要な取引所から上場廃止となった証券、(iv)流動性の低い証券、(v)デフォルトまたは破産手続にあり、市場のクォーテーションがない証券、(vi)通貨管理や通貨規制の影響を受ける証券、および(vii)重要な事由(証券が取引される市場の終了後で本ファンドの純資産価額が算出されるタイミングの前に発生し、本ファンドの投資対象の価値に大きな影響を与え得る事由等)の影響を受ける証券を含むがこれに限らない。「重要な事由」となり得る事由の例として、政府による行動、自然災害、軍事対立、テロリズム、および市場の大きな変動が挙げられる。

公正価値に基づき価格を決定する場合、本ファンドの純資産価額の算出に用いた価格と本ファンドの該当するセレクト・セクター指数が用いる価格が異なる可能性があり、その結果、本ファンドのパフォーマンスと本ファンドの該当するセレクト・セクター指数のパフォーマンスに差異が生じる可能性がある。評価に用いるインプットまたは手法は、投資対象に対する投資に関連するリスクを示すものでは必ずしもない。各証券を評価する際に用いたインプットは、本ファンドの投資対象の業種別の明細を含む投資一覧に記載されている。本ファンドは2014年9月30日時点において、レベル2またはレベル3のインプットを用いて評価する投資対象を保有しておらず、2014年9月30日終了年度においてレベル間の移動はなかった。

投資益

配当収入は配当落ち日に記録される。利息収入は発生主義で記録される。配当の支払いとして受領した追加の証券の価額は配当収入として記録され、当該証券の取得費用に上乘せされる。

費用

本トラストに発生した費用は、特定の本ファンドに直接帰属する場合には、当該ファンドにおいて記録される。特定の本ファンドに帰属できない受託者の手数料およびその他の費用は、当該費用の性質および種類ならびに当該ファンドの純資産額の割合を考慮して、公平になるように割り当てられる。

分配金

本ファンドは四半期ごとに、純投資益からの配当を公表しこれを分配する。また、本ファンドは少なくとも年に1回、実現済みキャピタルゲイン(ネット)(もしあれば)を公表しこれを分配する。分配金は、配当落ち日に記録される。収益およびキャピタルゲインの分配額は、所得税規制に従い決定され、これはGAAPと異なる場合がある。

平準化

本ファンドは、「平準化」という会計手法を採用し、セレクト・セクターSPDR[®]ファンド受益権の売却受取金および再取得代金のうち受益権1口当たり分配可能な純投資益に相当する部分を、取引日に未分配の純投資益として加算または減算している。このため、未分配の1口当たりの純投資益は、セレクト・セクターSPDR[®]ファンド受益権の売却または再取得の影響を受けない。平準化に関連する金額は、純資産変動計算書において確認可能である。

投資取引

財務報告の目的において、投資取引は取引日に記録される。証券の売買に伴う実現損益は、個別原価法に基づき記録される。(現金配当を含む)コーポレートアクションは、配当落ち日に外国課税を控除するベースで記録される。

連邦所得税

本ファンドは、1986 年内国歳入法(その後の改正を含む)サブチャプターM に基づく「規制投資会社」(以下「RIC」という。)の要件を満たし、今後も要件を維持して RIC としての取り扱いを選択する意向を有している。本ファンドは、このように要件を満たし RIC としての取り扱いを選択することによって、実現済みキャピタルゲイン(ネット)を含む課税所得を各年度に分配する限りにおいて、連邦所得税の支払い義務を負わない。また、各年度に純投資益およびキャピタルゲイン(もしあれば)の実質的に全てを分配することによって、本ファンドは連邦消費税の支払い義務を負わない。収益およびキャピタルゲインの分配額は、所得税規制に従い決定され、これは GAAP と異なる場合がある。このような会計上と税務上の取り扱いの差異は、主として現物取引、不動産投資信託(以下「REIT」という。)、ウォッシュ・セール(wash sale)に起因して先送りされた損失の取り扱いの差異によるものである。財務ハイライト上の 1 口当たりの純投資益の計算には、全ての年度においてこれらの差異は含まれていない。

会計基準編纂書 740、所得税(Accounting Standards Codification 740, Income Taxes)(以下「ASC 740」という。)は、税務上のポジションの認識および測定について、また、かかる税務上のポジションが適用のある税務当局によるかかるポジションの技術上のメリットに基づく審査によって承認される可能性について、財務会計および開示義務を規定している。2014 年 9 月 30 日時点で税額の修正が可能な期間について、本ファンドは、財務諸表上いかなる所得税も適用されないと判断した。また、本ファンドは、今年度または過年度について不透明と見なされる税務上のポジションに関連する負債を認識していない。本ファンドは全ての税額の修正可能期間(今年度および直近の 3 税務年度)について、米国やニューヨーク州を含む特定の税務当局により税務調査を受ける可能性がある。本ファンドは損益計算書上で、税債務に関連する加算税および重加算税(もしあれば)を所得税費用として認識する見込みである。2014 年 9 月 30 日終了年度において、このような費用は存在しなかった。また、潜在的な税債務は、税務当局による今後の法解釈に影響を受ける。本ファンドの投資対象の税務上の取扱いは、新しい税法、規制、およびその解釈を含む要因(これに限らない)に基づき、変更されることがある。

2014 年 9 月 30 日終了年度において、本ファンドは、設定ユニット(注 5 参照)の現物償還に伴う証券の非課税の実現損益を、貸借対照表上で以下のように払込資本金の増減として再分類した。

払込資本金に再分類
される純損益

エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド..... \$ 1,039,866,926

2014 年 9 月 30 日時点では、本ファンドには、実現済みキャピタルゲイン(ネット)との相殺に利用可能なキャピタルロスの繰り延べ額が以下のように存在する(毎年 9 月 30 日に失効)。

| | 2015 年 | 2016 年 | 2017 年 | 2018 年 | 2019 年 | 未執行 (短期) | 未執行 (長期) |
|-------------------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|
| エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド..... | \$ 94,186,580 | \$ 16,887,031 | \$ 46,397,013 | \$ 932,038,288 | \$ 120,300,080 | \$ 22,747,516 | \$ 350,439,215 |

2014年9月30日終了年度において、本ファンドが利用したまたは失効させたキャピタルロスの繰り延べ額は以下のとおりである。

| | <u>使用額</u> | <u>失効額</u> |
|-------------------------------|------------|------------|
| エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド..... | \$ — | \$ 50,406 |

現行の法律では、10月31日以降に実現した特定のキャピタルロスおよび外国為替損失ならびに12月31日以降に実現した通常の収益損失を繰り延べ、翌年度の開始日に発生したものとして取り扱うことができる。本ファンドは、連邦所得税の目的において、当年度の10月31日および12月31日以降の該当する損失を、翌年度の開始日に発生したものとして、以下のように繰り延べることを決定した。

| | <u>10月以降の キャピタルロス の繰り延べ</u> | <u>12月以降の 通常損失 の繰り延べ</u> |
|-------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド..... | \$ — | \$ — |

2014年9月30日終了年度において、受益者への分配に関して会計上と税務上の取り扱いに大きな差異はなかった。

2014年9月30日終了年度における分配金についての税務上の扱いは以下のとおりである。

| | <u>経常利益</u> | <u>長期キャピタル ゲイン</u> | <u>税還付額</u> |
|-------------------------------|----------------|------------------------|-------------|
| エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド..... | \$ 197,189,804 | \$ — | \$ — |

2013年9月30日終了年度における分配金についての税務上の扱いは以下のとおりである。

| | <u>経常利益</u> | <u>長期キャピタル ゲイン</u> | <u>税還付額</u> |
|-------------------------------|----------------|------------------------|-------------|
| エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド..... | \$ 147,604,142 | \$ — | \$ — |

2014年9月30日時点では、税務上分配可能な利益の内訳は以下のとおりである。

| | 未分配 経常利益 | 未分配長期キャ ピタルゲイン | 未実現益(損) (ネット) |
|-------------------------------|-------------|-------------------|------------------|
| エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド..... | \$ — | \$ — | \$ (788,981,332) |

3. 関係当事者に関連する手数料および取引

投資顧問報酬

本トラストは、本ファンドの代理として、投資顧問契約(以下「投資顧問契約」または「本契約」という。)を SSgA ファンズ・マネジメント・インク(SSgA Funds Management, Inc.) (以下「本投資顧問」または「SSgA FM」という。)と締結した。投資顧問契約に基づき本ファンドに提供されるサービスの対価として、本ファンドは本投資顧問に日次で計算される報酬を月次で支払う。投資顧問報酬は、本トラストの日次の平均純資産額に基づき計算され、各セレクト・セクターSPDR®ファンドに対して純資産額に比例して割り当てられる。2014年7月1日以降、投資顧問報酬は次のようにスライド方式で計算されるようになった。純資産額が、(i)0~125億ドル(0~1兆5536億円)の範囲については、本トラストの日次の平均純資産額の0.05%、(ii)125~300億ドル(1兆5536億~3兆7287億円)の範囲については、本トラストの日次の平均純資産額の0.04%、(iii)300~500億ドル(3兆7287億~6兆2145億円)の範囲については、本トラストの日次の平均純資産額の0.035%、(iv)500~1,000億ドル(6兆2145億~12兆4290億円)の範囲については、本トラストの日次の平均純資産額の0.03%、(v)1,000~1,500億ドル(12兆4290億~18兆6435億円)の範囲については、本トラストの日次の平均純資産額の0.0285%、(vi)1,500~2,000億ドル(18兆6435億~24兆8580億円)の範囲については、本トラストの日次の平均純資産額の0.0271%、(vii)2,000億ドル(24兆8580億円)を超える部分については、本トラストの日次の平均純資産額の0.0256%。本投資顧問は随時、報酬の一部または全部を放棄することができる。本投資顧問は当年度において、報酬を放棄しなかった。

2014年7月1日以前については、投資顧問報酬は本契約に基づき次のように計算されていた。純資産額が、(i)0~125億(0~1兆5536億円)ドルの範囲については、本トラストの日次の平均純資産額の0.05%、(ii)125~300億ドル(1兆5536億~3兆7287億円)の範囲については、本トラストの日次の平均純資産額の0.04%、(iii)300~500億ドル(3兆7287億~6兆2145億円)の範囲については、本トラストの日次の平均純資産額の0.035%、(iv)500億ドル(6兆2145億円)を超える部分については、本トラストの日次の平均純資産額の0.03%。

合算手数料

本ファンドは、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank and Trust Company)(以下「ステート・ストリート」という。)に対し、本ファンドに提供する事務、カスタディー、および名義書換サービスの対価として「合算」手数料を支払う。合算手数料は、本トラストの日次の平均純資産額に基づき計算され、各セレクト・セクターSPDR®ファンドに対して純資産額に比例して割り当てられる。合算手数料は、次のようにスライド方式で計算される。純資産額が、(i)0~45億ドル(0~5593億円)の範囲については、本トラストの日次の平均純資産額の0.07%、(ii)45~90億ドル(5593億~1兆1186億円)の範囲については、本トラストの日次の平均純資産額の0.03%、(iii)90~125億ドル(1兆1186億~1兆5536億円)の範囲については、本トラストの日次の平均純資産額の0.03%、(iv)125~225億ドル(1兆5536億~2兆7965億円)の範囲については、本トラストの日次の平均純資産額の0.015%、(v)225億ドル(2兆7965億円)を超える部分については、本トラストの日次の平均純資産額の0.0075%。

証券貸借取引代理人報酬

また、ステート・ストリートは、変更および改訂された2007年11月28日付の証券貸借取引契約に基づき、本ファンドのために証券貸借取引代理人として行為する。ステート・ストリートが現金担保の投資または手数料収入として受領した現金のうち、(証券貸借取引契約の条件に基づきステート・ストリートに支払われるべきその他の金額を控除した上で)85%が本ファンドに、15%がステート・ストリートに支払われる。また、貸借取引で用いられる現金担保は、SSgA FMが投資顧問を務めるステート・ストリート・ナビゲーター・証券貸借・プライム・ポートフォリオ(State Street Navigator Securities Lending Prime Portfolio) (以下「プライム・ポートフォリオ」という。)に投資される。プライム・ポートフォリオは、1940年法に基づき登録された投資会社であり、1940年法に基づきルール2a-7を遵守するMMFとして運営されるステート・ストリート・ナビゲーター・証券貸借・トラスト(State Street Navigator Securities Lending Trust)のシリーズである。証券貸借取引に関する追加情報については、注8を参照されたい。

2014年9月30日終了年度においてステート・ストリートが受領した証券貸借代理人報酬は以下のとおりである。

証券貸借代理人報酬

エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド..... \$ 179,395

本ファンドは、ステート・ストリート・インスティテューショナル・インベストメント・トラスト(State Street Institutional Investment Trust)のシリーズであるステート・ストリート・インスティテューショナル・リキッド・リザーブズ・ファンド・プレミア・クラス(State Street Institutional Liquid Reserves Fund — Premier Class) (旧インスティテューショナル・クラス(Institutional Class)) (以下「流動性リザーブ・ファンド」という。)を含む、本投資顧問が投資する特定のMMFに投資することができる。流動性リザーブ・ファンドは、実質的に全ての資産をステート・ストリート・マネー・マーケット・ポートフォリオ(State Street Money Market Portfolio) (以下「マスター・ポートフォリオ」という。)に投資するマスター／フィーダー・ファンド形式のフィーダー・ファンドである。流動性リザーブ・ファンドは、本投資顧問に対し投資顧問報酬を支払わないが、投資対象のマスター・ポートフォリオは本投資顧問に対し投資顧問報酬を支払う。流動性リザーブ・ファンドは、純投資益に基づく受益権の配当を日次で公表し、毎月最終営業日に支払うことになっている。本ファンドが関係するMMFにおいて取得した収益の全ての分配金は、関連する損益計算書上で関係会社たる発行体の証券における配当収入として記録される。また、貸借取引における現金担保は、SSgA FM が投資顧問を務めるプライム・ポートフォリオにおいて運用される。

2014年9月30日時点および2014年9月30日終了年度において、プライム・ポートフォリオおよび／または流動性リザーブ・ファンドでの運用に関連する金額は、以下のとおりである。

| プライム・ポートフォリオ | 評価額 | 購入 | | 売却 | | 評価額 | 現金担保からの収益 |
|--------------------------------|---------------|------------------|---------------|------------------|---------------|----------------|--------------|
| | 2013年9月30日 | 取得費用 | 株式数 | 売却受取金 | 株式数 | 2014年9月30日 | |
| エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド | \$ 59,083,134 | \$ 2,118,153,382 | 2,118,153,382 | \$ 1,954,272,935 | 1,954,272,935 | \$ 222,963,581 | \$ 1,001,165 |

| 流動性リザーブ・ファンド | 評価額 | 購入 | | 売却 | | 評価額 | 収益 |
|--------------------------------|---------------|----------------|-------------|----------------|-------------|--------------|-----------|
| | 2013年9月30日 | 取得費用 | 株式数 | 売却受取金 | 株式数 | 2013年9月30日 | |
| エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド | \$ 14,105,892 | \$ 268,284,062 | 268,284,062 | \$ 273,251,465 | 273,251,465 | \$ 9,138,489 | \$ 14,841 |

4. 費用に関する追加情報

販売会社

ALPS ポートフォリオ・ソリューションズ・ディストリビューター・インク(ALPS Portfolio Solutions Distributor, Inc.) (以下「本販売会社」という。)は本ファンドの受益権を販売する役割を担う。1940年法のルール 12b-1 に従い適用された販売およびサービス計画に基づき、本ファンドには、本販売会社への手数料を含めて、本ファンドの日次の平均純資産額に対して年率 0.25%の手数料を支払うことが認められている。受託者会は、2014年1月31日から少なくとも2015年1月30日までの間、本ファンドのルール 12b-1 に基づく手数料を日次の平均純資産額の 0.044%に制限した。2013年10月1日から2014年1月30日までの期間には、手数料は本ファンドの日次の平均純資産額の 0.05%に制限されていた。

受託者報酬

2014年1月1日以降、本トラストは「利害関係者(1940年法において定義される)」ではない受託者(以下それぞれを「独立受託者」という。)に対し、年間9万ドル(11,186,100円)の報酬、受託者が(直接または電話により)出席する受託者会の定例会議1回当たり7,000ドル(870,030円)の報酬、および非定例会議1回当たり2,500ドル(310,725円)の報酬を支払う。(独立受託者である)受託者会の会長は、このほか毎年3万ドル(3,728,700円)の追加報酬を受ける。また、本トラストは各受託者に対し、かかる会議ならびに業界のセミナーおよび会合への参加に関連して発生する旅費およびその他の現金支払経費を支払う。監査委員会のメンバーは、参加した委員会1回当たり4,000ドル(497,160円)を、指名・統治委員会のメンバーは、参加した委員会1回当たり3,500ドル(435,015円)を受ける。監査委員会の会長は、このほか毎年9,000ドル(1,118,610円)の追加報酬を、指名・統治委員会の会長は、このほか毎年8,000ドル(994,320円)の追加報酬を受ける。

2014年1月1日以前には、本トラストは各独立受託者に対し、年間8万8,000ドル(10,937,520円)の報酬、受託者が(直接または電話により)出席する受託者会の定例会議1回当たり6,000ドル(745,740円)の報酬、および非定例会議1回当たり2,000ドル(248,580円)の報酬を支払っていた。(独立受託者である)受託者会の会長は、このほか毎年2万8,000ドル(3,480,120円)の追加報酬を受けていた。また、本トラストは各受託者に対し、かかる会議ならびに業界のセミナーおよび会合への参加に関連して発生する旅費およびその他の現金支払経費を支払っていた。監査委員会のメンバーは、参加した委員会1回当たり3,500ドル(435,015円)を、指名・統治委員会のメンバーは、参加した委員会1回当たり2,000ドル(248,580円)を受けていた。監査委員会の会長は、このほか毎年8,000ドル(994,320円)の追加報酬を、指名・統治委員会の会長は、このほか毎年7,000ドル(870,030円)の追加報酬を受けていた。

ライセンス料

The McGraw-Hill Companies の関係会社である Standard and Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」という。)、NYSE Arca, Inc.、および Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith Incorporated(以下「Merrill Lynch」という。)は、各セレクト・ファンド指数につきライセンス契約を締結した。本トラストはサブライセンス契約を締結し、(i)S&P に対し、本トラストの純資産額が0~500億ドル(0~6兆2145億円)の範囲についてはその0.03%相当以上、500億ドル(6兆2145億円)を超える部分についてはその0.02%を、(ii)Merrill Lynch に対し、本トラストの純資産額が0~350億ドル(0~4兆3501億円)の範囲についてはその0.03%、350~500億ドル(4兆3501億~6兆2145億円)の範囲についてはその0.02%、500億ドル(6兆2145億円)を超える部分についてはその0.01%を、毎年サブライセンス料として支払うことに合意した。S&P および Merrill Lynch に対するサブライセンス料は、四半期ごとに支払われる。各セレクト・セクターSPDR®ファンドは、それぞれの純資産額に比例する年間のサブライセンス料を支払う。

5. 受益者取引

本ファンドは、セレクト・セクターSPDR®ファンドの受益権を5万口単位でのみ設定および償還する。かかる取引は通常、現物取引によってのみ認められ、受益権1口当たりの未分配の純投資益に相当する現金(収益の平準化)およびかかる取引を本ファンドの各ユニットの純資産価額と等しくするための現金が取引日に別途支払われる。各設定ユニットに対し、500ドル(62,145円)から2,000ドル(248,580円)までの規定の取引手数料が、設定ユニットを設定または償還する者に課される。取引手数料は本ファンドのカストディアンが受領し、関連する費用の支払いに充当される。

6. 未実現損益の合計

2014年9月30日時点における本ファンドが保有する証券の連邦所得税法上の取得費用および未実現損益(グロス)は、以下のとおりである。

| | 個別原価 | 未実現益 (グロス) | 未実現損 (グロス) | 未実現益(損) (ネット) |
|-------------------------------|-------------------|---------------|----------------|------------------|
| エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド..... | \$ 10,847,426,589 | \$ 49,298,555 | \$ 838,279,887 | \$ (788,981,332) |

7. 投資取引

2014年9月30日終了年度における本トラスの現物設定、現物償還、および現物の純実現益(損)は以下のとおりである。

| | 設定 | 償還 | 実現益(損) |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド..... | \$ 15,919,032,652 | \$ 14,745,117,646 | \$ 1,041,303,222 |

上記の表の現物設定および現物償還の金額は、純資産変動計算書上の受益権取引とは一致しない可能性がある。上記の表が本ファンドの日次の受益者取引の累積額を表すのに対し、純資産変動計算書は収益の平準化または取引の現金支払の部分を含むグロスの受益者取引を反映する。

2014年9月30日終了年度における本トラスの投資証券の売買額は以下のとおりである。

| | 購入 | 売却 |
|-------------------------------|----------------|----------------|
| エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド..... | \$ 510,937,498 | \$ 508,728,509 |

8. 証券貸借取引

本ファンドは、適格ブローカー・ディーラーまたは機関投資家に対し、総資産の33 1/3%まで証券を貸与することができる。貸与証券は、その市場価値の102%に相当する現金、現金相当物、米国債ならびに経過利息および配当(日々決定および調整される)によって常時担保される。貸与証券に関連して保有される担保の価値は、証券価格の市場変動に起因して、貸与証券の価値を一時的に上回ることも下回ることもある。各貸与証券について、いずれかの営業日において保有される担保証券の市場価値と現金担保の合計が貸借の対象証券の市場価値を下回る場合、借り手は翌営業日に追加担保を提供するように通知される。本ファンドは、一定の受益権を行使するために貸与証券の名簿上の所有権を取り戻すが、借り手が財務破綻した場合には、貸与証券の再取得が遅れるリスクまたは場合によっては権利を失うリスクを負う可能性がある。また、本ファンドは、投資対象の現金担保を失うリスクを負う。本ファンドは、担保として保有する現金、現金相当物、または米国債に付随する利息または配当を用いて、借り手に支払うべき手数料のリベートおよびステート・ストリートに対する証券貸借取引代理人としての報酬を差し引いた上で、貸与証券に関して補償を受ける。このほか、本ファンドは、現金以外の担保に対して貸与証券の市場価値の比率に等しい手数料を借り手から受領する。ステート・ストリートが取得した現金担保の投資または手数料収入の一部は、貸借取引サービスの対価としてステート・ストリートに割り当てられる。

2014年9月30日時点の貸与証券の市場価値および投資現金担保の価値は、本ファンドの貸借対照表および投資一覧において開示されている。現金以外の担保については、証券貸借取引代理人が本ファンドの代理で保有し、本ファンドは当該証券を転担保できないため、本ファンドの貸借対照表において開示されていない。本ファンドの損益計算書において開示される証券貸借取引の収入は、現金担保の投資収入から借り手に支払うべき手数料割り戻しおよびステート・ストリートに対する証券貸借取引代理人としての報酬を差し引いた額を表す。

セレクト・セクターSPDR トラスト
独立した公認会計士事務所の報告書

セレクト・セクターSPDR トラストの受託者および受益者 御中

当職らの意見において、添付の貸借対照表(投資一覧を含む。)ならびに関連する損益計算書、純資産変動計算書および財務ハイライトは、全てのあらゆる重要な点において、セレクト・セクターSPDR トラスト(以下「本トラスト」という。)を構成する注記 1 記載の 9 のファンド(以下個別に「本ファンド」という。)の 2014 年 9 月 30 日における財務ポジション、同日に終了した期間の業績、記載された期間の純資産の変動および財務ハイライトを、アメリカ合衆国で一般に認められた会計原則に従って、公正に表示している。これらの財務諸表および財務ハイライト(以下「財務諸表等」という。)については、本トラストの経営陣が責任を負う。当職らの責任は、財務諸表等について、当職らによる監査に基づいて意見を表明することである。当職らは、公開会社会計監視委員会(米国)の基準に従って財務諸表等の監査を行った。この基準により、当職らは、財務諸表等における重要な不実表示の有無に関して合理的な確信を得るために監査を計画し、実施することを求められている。監査には、財務諸表等の金額および開示内容を裏付ける証拠の検証(試査ベース)、使用した会計原則および経営陣による重要な見積の評価、ならびに財務諸表の表示全体の評価が含まれる。当職らの監査には、2014 年 9 月 30 日現在所有する証券に関して、保管会社との連絡、または購入した証券を受領していない場合における代替的な監査手続きの適用により、かかる証券を確認することが含まれ、当職らは、こうした監査が当職らの意見の合理的な根拠となると考えている。

プライスウォーターハウスクーパース・エルエルピー

マサチューセッツ州ボストン
2014 年 11 月 26 日

セレクト・セクターSPDR®トラスト
 その他情報
 2014年9月30日(未監査)

受益者費用の例示

本ファンドの受益者には、(1)設定および償還手数料または売買委託手数料を含み得る取引費用、ならびに(2)運用手数料、販売手数料(ルール 12b-1)、事務代理人、カストディアン、および名義変更代理人の報酬ならびにその他の本ファンドの費用を含む継続的な費用という 2 種類の費用が発生する。以下の例は、本ファンドへの投資にかかる継続的な費用(ドル建て)の理解を促進し、その他のファンドに投資する場合の継続的な費用と比較するためのものである。この例では、2014年4月1日に投資した 1,000 ドル(124,290 円)を、2014年9月30日までの6ヵ月間保有することを想定した。

実際の費用

以下の最初の表は、実際のアカ운トの額と実際の費用に関する情報を示している。この表の情報と投資額を使って、当該期間について負担する費用を見積もることができる。単純にアカウントの額を 1,000 ドル(124,290 円)で除し(例えば、8,600 ドル(1,068,894 円)のアカウントの額÷1,000 ドル(124,290 円)=8.6)、その額に、最初の表の「当該期間中に支払った費用」の項目の数字を乗じて、当該期間中の投資額に帰属する費用を見積もることができる。

比較目的のための仮想例

以下の二番目の表は、アカウントの仮定額および本ファンドの実際の費用割合と費用控除前の年率推定リターン率 5% (本ファンドの実際のリターンではない。)に基づいた仮定費用に関する情報を示している。したがって、実際の期末時のアカウント残高または当該期間の費用を見積もるのに、アカウントの仮定額を用いてはならない。むしろ、この数字は、本ファンドおよびその他のファンドへの投資にかかる継続的費用を比較できるようにするためのものである。そのために、この 5%の仮定例を、他のファンドの受益者宛報告書に記載されている 5%の仮定例と比較されたい。クリエイション・ユニット 1 口当たり 500 ドル(62,145 円)から 2,000 ドル(248,580 円)までの範囲とする額の取引手数料が、クリエイション・ユニットを設定または償還する者に対して請求される。流通市場でセレクト・セクターSPDR®ファンドの受益権を売買する場合、通常の売買委託手数料を負担する。

表に記載された費用は、継続的費用のみを強調するもので、設定手数料、償還手数料または売買委託手数料といった取引費用は反映していない。したがって、2 番目の表は、継続的費用のみを比較するのに便利なものであって、所有している違うファンドの費用総額を判断するのに役立つものではない。さらに、こうした取引費用が含まれる場合には、費用はさらに増える。

| | 年間 費用比率 | 期初アカウント額 (2014年4月1日) | 期末アカウント額 (2014年9月30日) | 2014年4月1日 から9月30日ま での期間*に支払 った費用 |
|-------------------------------------|------------|-------------------------|--------------------------|---|
| 実際の費用 | | | | |
| エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド..... | 0.14% | \$ 1,000 | \$ 1,027.40 | \$ 0.71 |
| 仮定の費用 (費用控除前のリターンを 5%と想定) | | | | |
| エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド..... | 0.14% | \$ 1,000 | \$ 1,024.37 | \$ 0.71 |

* 費用は、本ファンドの年間費用比率に期間中の平均評価額を乗じた上で、直近の 6 ヶ月間の日数を乗じ、365 で除した数字と等しい。

税金に関する情報

連邦所得税の目的において、以下では、本トラストの 2014年9月30日終了年度における分配金に関する情報を提供する。

企業配当控除の適用を受ける分配金の比率

| | 比率 |
|-------------------------------|--------|
| エネルギー・セレクト・セクターSPDR®ファンド..... | 90.53% |

2003年雇用成長、課税軽減合意法に基づき 2014年9月30日終了年度において本トラストが支払った特定の配当は、適格配当収入に指定され、最大20%の税金が適用される可能性がある。2014年フォーム1099-DIVと合わせて、完全な情報が報告される。

プレミアム/ディスカウント取引に関する情報

本ファンドが前暦年に取引所において純資産価額を上回る(プレミアム)または下回る(ディスカウント)価格で取引された頻度に関する情報は、www.sectorspdrs.comにおいて入手可能である。

議決権代理行使に関する方針、手続、および記録

本ファンドの投資顧問がポートフォリオの保有証券に関連して議決権を代理行使する際に参照する本ファンドの議決権代理行使に関する方針および手続の詳細は、(i)電話(1-866-787-2257(フリーダイヤル))により照会するか、(ii)米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)のウェブサイト(www.sec.gov)を確認することによって、無料で入手できる。

投資顧問が6月30日までの1年間に行った議決権行使に関する情報は、上記の電話またはウェブサイト、および本ファンドのウェブサイト(www.spdrs.com)において、毎年8月31日までに入手可能になる。

ポートフォリオの四半期明細

本ファンドは、各年度の第1、第3四半期に、ポートフォリオの保有銘柄の完全な明細をフォームN-QにおいてSECに提出している。本ファンドのフォームN-Qは、SECのウェブサイト(www.sec.gov)上で入手可能であり、SECのワシントンDCの閲覧室において閲覧または複写することもできる。閲覧室の業務に関する情報は、電話(1-800-SEC-0330)により入手できる。フォームN-Qの情報は、電話(1-866-Sector-ETF (732-8673))で要請すれば無料で入手できる。

投資顧問契約の更新

2014年5月22日に行われた対面による会議(以下「本会議」という。)において、セレクト・セクターSPDR[®]トラスト(以下「本トラスト」という。)の受託者は、本トラストとSSgAファンズ・マネジメント・インク(SSgA Funds Management, Inc.) (以下「本投資顧問」という。)との間で2003年12月1日に締結され、その後2011年2月1日に改定された本トラストの9つのシリーズに関する改定投資顧問契約(以下「本契約」という。)の更新を検討した。1940年投資会社法(以下「1940年法」といい、その後の改正を含む。)の定義における「利害関係者」に該当しない受託者(以下「独立受託者」という。)は、別途2014年4月22日に代理人としての独立した法律事務所からの要請に対応して、当該法律事務所と会議を行い(以下「4月の会議」という。)、本契約ならびに本投資顧問およびステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank and Trust Company) (以下「ステート・ストリート」という。)から提供された資料を検討した。4月の会議に先立ち、本投資顧問およびステート・ストリーートの代表者によるプレゼンテーションが行われ、その席では独立受託者および独立した法律事務所には質問する機会が与えられた。4月の会議の後、独立受託者は提供された資料のいくつかの点を明確化するよう要請するとともに、本ファンドの資産が増加することによるスケール・メリットをさらに反映させるために、追加的なブレイク・ポイントを契約に加えるよう要請した。受託者は、契約を更新するか否かを決定するために、(i)本契約に基づき本投資顧問が提供してきたサービスの性質、範囲および質、(ii)本ファンドの投資実績、(iii)本投資顧問が提供するサービスに係る費用および本投資顧問とその関係会社であるステート・ストリートが本トラストとの関係から得てきた利益、(iv)本ファンドの資産が増加した場合のスケール・メリットの程度および契約に定められた報酬水準がスケール・メリットを反映しているか否か、といったさまざまな要因を検討した。

サービスの性質、範囲および質

本投資顧問が提供するサービスの性質、範囲および質を検討するに当たり、受託者は本トラストの受託者としてのこれまでの経験および本契約の見直しを目的として提供された資料に依拠した。受託者は、本契約に基づき本投資顧問が、本ファンドの運用目的、方針、適用される法律上および規制上の要請ならびに受託者からの指示に沿って本ファンドの運用手続を管理すること、必要かつ適切な報告および情報を受託者に提供すること、本トラストの証券取引に付属する全ての必要な帳簿・記録を保管すること、ならびに本ファンドが登録および報告に関連して求められるさまざまな法律上の要請を満たすための補助、協力および情報を本ファンドに提供することに責任を負っている点に注目した。また、S&P 500[®]指数のセクターに投資する上場投資信託(以下「ETF」という。)としての特有のファンドの性質、また、そのような性質を持つファンドに対するアドバイザーにふさわしい経験と知識についても注目した。受託者は、本トラストの運用やコンプライアンス運営の責任者を含む本投資顧問の上級管理職の経歴および経験、ならびに本ファンドのコンプライアンスの責務について精査した。また、受託者は、本投資顧問が本ファンドのポートフォリオを管理し、本ファンドによる運用目的および方針ならびに適用のある法律および規制を順守するようモニタリングし、また、ポートフォリオの取引の最良執行を追求す

るためのリソース、事業構造および慣行について検討した。提供された資料ならびに本投資顧問およびその関係会社であり本投資顧問と全ての上級幹部を共有するステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(State Street Global Advisors) (以下「SSgA」という。)の事業に関する一般的な知識から、受託者は、指数商品全般およびとりわけ ETF の分野における本投資顧問ならびにその関係会社の経験、リソースおよび強みを考慮した。この精査に基づき、受託者は、本投資顧問が本トラストに対して提供してきたサービスの性質および範囲は適切かつ質の高いものであり、今後も継続されることが期待できると判断した。

本ファンドの運用実績

受託者は、本ファンドの独特な運用目的から、積極的運用ファンドのパフォーマンス計測では通常欠かせない絶対的なパフォーマンスは、本ファンドのパフォーマンス計測では重要ではない点に留意した。受託者にとってより重要なのは、費用控除前で適用のある指数を構成する上場株式の価格および利回りのパフォーマンスに概ね一致する運用成果を提供するという本ファンドの運用目的がどの程度達成されたかである。本会議および4月の会議で提供された情報ならびに前年に本投資顧問が受託者に提供したレポートから、受託者は、本ファンドとセクター指数のパフォーマンスの乖離は許容範囲内であったと判断した。また、受託者は、利用可能なデータ(詳細は下記「手数料と費用比率の比較」参照)に基づき、ファンドの費用比率は全ての直接競合ファンドの中で最も低く、かつさらに低下傾向にあると結論付けた。また、前会計年度において本ファンドは課税対象となるような収益を出していない。このため受託者は、本ファンドのパフォーマンスは満足いくものであったと結論付けた。

本投資顧問およびその関係会社の収益性

受託者は、本投資顧問に対する本ファンドの投資顧問契約の収益性と、本投資顧問の関係会社であり事務代理人、名義変更代理人、およびカストディアンとしてのステート・ストリートと本トラストの関係に関する収益性について検討した。さらに受託者は、本トラストの証券貸借取引代理人としてのステート・ストリートが受領する報酬および収入の収益性についても検討を行った。受託者は2013 暦年における本投資顧問に対する本ファンドの収益性のデータ、独立コンサルタントからの助言に基づく変更を反映した2012年の同修正データ、および同期間におけるステート・ストリートに対する本トラストの収益性についてのデータを受領した。受託者は、本投資顧問およびステート・ストリート両社の代表者、独立コンサルタントとともに、本トラストおよび本ファンドへの費用配分方法を、独立コンサルタントの推奨により導入した手法の変更の影響を含めて精査した。本投資顧問およびステート・ストリートの責任者との4月の会議および本会議における情報および議論に基づき、受託者は、本投資顧問およびステート・ストリートの本トラストとの関係がいずれか1社もしくは両社にとって収益性があっても、現在の資産水準に鑑みると、かかる収益性は投資顧問報酬を過度なものにするものではないと結論付けた。

本投資顧問またはその関係会社にとってのその他の利益

本投資顧問が本トラストとの関係において他の方法で利益を受けているか否かを検討した過程において、本投資顧問はさまざまなフル・サービス・ブローカーからその執行サービス費用に加算されるような独自のリサーチを受領することが認められているが、現在、第三者とのソフト・ダラー契約のために本ファンドの資産を使用していないこと、またはかかる契約の当事者となっていない点に受託者は留意した。また、本トラストの仲介取引は、本投資顧問およびそのいかなる関係会社を通じても影響を受けていないことに留意した。さらに受託者は、本投資顧問の関係会社は事務代理人、名義変更代理人、およびカストディアンならびに証券貸借取引代理人として本トラストにサービスを提供している点についても留意した。また、受託者は、これらサービスの契約内容を見直した結果、本投資顧問の関係会社がこれらのサービス提供から受け取る利益は適正なものと考えられると判断した。受託者は、本投資顧問およびその関係会社が本トラストとの関係から他の利益を得ていたとしても、それらの利益は投資顧問報酬を過度なものにするものではないと結論付けた。

スケール・メリット

本会議および本会議に先立って行われた経営陣との議論ならびにその際に提供された情報を分析した結果、受託者は、本ファンドおよびその運営の性質に鑑みると、本ファンドの資産増加に伴い本投資顧問が本ファンドの運用においてスケール・メリットを享受できる可能性が高いと判断した。また、受託者は、本トラストの設立以来、投資顧問報酬が比較的低下水準に設定されてきたこと、そして報酬自体もスケール・メリットを包括していたことを踏まえ、本ファンドもスケール・メリットを共有してきたとの認識を持った。さらに、本ファンドがその資産の増加時にスケール・メリットを確実に共有できるよう、かつて1つまたは複数のブレイク・ポイントをそれぞれの報酬体系に設けることについて本投資顧問およびステート・ストリートが同意していた事実、そして本投資顧問が2011年2月1日付で「300億ドル(3兆7287億円)以上につき0.035%」および「500億ドル(6兆2145億円)以上につき0.03%」というブレイク・ポイントを追加する内容の本契

約の修正に合意していた事実を受託者は考慮した。独立受託者は、資産の増加が続く現状および本投資顧問が享受してきたスケール・メリットの恩恵に鑑み、4月の会議の後、より高い資産残高の水準においてブレイク・ポイントを追加することに合意するよう本投資顧問に要請した。本会議に先立ち、本投資顧問は、「1,000億ドル(12兆4290億円)以上につき0.0285%」、「1,500億ドル(18兆6435億円)以上につき0.0271%」および「2,000億ドル(24兆8580億円)以上につき0.0256%」というブレイク・ポイントを追加することに合意した。本会議において独立受託者は、2014年6月1日付でこれらブレイク・ポイントを本契約に加える修正を承認した。また、独立受託者は、2011年2月1日付で本トラスの事務代理人、名義変更代理人、およびカストディアンとしてのステート・ストリートが、225億ドル(2兆7965億円)超の本トラスの資産について0.01%のブレイク・ポイントを追加することと、225億ドル(2兆7965億円)超の資産にかかる報酬の4分の1を自主的に放棄すること、すなわち225億ドル(2兆7965億円)超の資産についての実質的な報酬を0.0075%とする修正を本契約に加えることに合意している点に留意した。独立受託者は、2011年のステート・ストリートとの契約の年次見直し作業に関連して、ステート・ストリートが独立受託者の要請に基づき、2012年2月1日付で契約を修正して225億ドル(2兆7965億円)超の本トラスの資産に係る報酬を0.01%から0.0075%に変更することに合意した点についても留意した。

報酬と費用比率の比較

本ファンドが負担する投資顧問報酬をより正しく評価するために、独立受託者は、比較対象となる他のファンドにおける費用比率および投資顧問報酬に関する情報提供を要請し、本投資顧問から(1)広範囲のセクター指数連動を目指す全ての国内ETFのデータ、および(2)リップラー社のデータ・ベースから取得した、指数への連動を目指すETFおよびミューチュアル・ファンドの両方を含む類似のセクター・ファンドに関するデータの提供を受けた。また、独立受託者は、類似の投資目的を持つ他の顧客に請求する投資顧問報酬に関する情報の提供を要請し、実際に本投資顧問から提供を受け、本投資顧問がその機関投資家顧客に提供しているサービスとの違いを精査した。受託者は、本ファンドの独特の性質ゆえに、類似のファンドの数は限定的であることを認識した。さらに、受託者は、多くのETFでは一元化された投資顧問報酬、すなわち全てのまたは実質的に全てのETFの運営費用を含んだ費用を支払っているため、投資助言サービスのみに対する本ファンドの投資顧問報酬は多くの場合、競合他ファンドと比較して比較的低いとの誤解を与え得る点に配慮した。次に、受託者は費用比率を精査し、総合的に見て本ファンドの費用比率は類似の国内ETFのグループ中で最も低いものの、類似の他の国内ETFに比べて引き続き資産規模が著しく大きいことを認識した。この認識に基づき、2010年の本契約および本投資顧問の関係会社であるステート・ストリートとの契約の年次見直し作業において、新たなブレイク・ポイントを本契約ならびに事務代理人契約、カストディアン契約、および名義変更代理人契約の包括報酬の両方に加えることが要求され、本投資顧問とステート・ストリートは株主の利益のために、上述のとおり2011年2月1日付の報酬体系の変更に合意した点に独立受託者は留意した。受託者は、現在の資産水準において株主はこれらのブレイク・ポイントの恩恵を享受しており、また、本会議において本投資顧問が本ファンドの資産の増加時にブレイク・ポイントを契約に追加することに合意したことは、将来的に株主の利益となるはずであると認識した。受託者は、利用可能なデータは本投資顧問の報酬の妥当性を間接的に検証する材料になったと結論付けた。

結論

独立受託者の大部分を含む受託者は、1940年法の要請に基づき、上述の要因を考慮するといずれも不利なものとはならない上記の修正を加えた上で本契約を継続することを承認した。受託者は、検討内容を踏まえて、本投資顧問が提供しているサービスの性質および範囲は適切であり、また本ファンドの投資パフォーマンスも満足いくものであり、さらに本投資顧問は今後も高い質のサービスを提供し続けることが可能だと考えられることをその理由として挙げた。受託者は、本ファンドの本投資顧問への報酬は提供されるサービスの観点から適切かつ合理的であり、現在の資産水準において本トラスと本投資顧問およびステート・ストリートとの関係は報酬を過度なものにするほど利益性が高くはなく、本投資顧問および/またはステート・ストリートにとってのいかなる追加的な利益も受託者の結論に重要な影響を与えるほど多大ではなく、また、とりわけ本投資顧問およびステート・ストリートの報酬体系におけるブレイク・ポイントに鑑みると、報酬体系は本ファンドとスケール・メリットを共有していると判断した。

受託者

| 氏名、住所および生年月日 | ファンドにおける地位 | 在任期間および在職期間 | 過去5年間の主な職業 | 受託者が監督するファンド・コンプレックスに属すポートフォリオ数 | 受託者の兼職の状況 |
|---|---|--------------------|--|---------------------------------|---|
| 独立受託者 | | | | | |
| GEORGE R. GASPARI c/o The Select Sector SPDR Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1940年 | 受託者、会長 (2014年12月31日に在任期間満了)、監査委員会委員、指名・ガバナンス委員会委員 | 無制限 選任：1998年10月 | 金融サービスコンサルタント(1996年～2012年) | 9 | リバティ・オールスター・グロース・ファンド・インクのディレクターおよび監査委員会委員、リバティ・オールスター・エクイティ・ファンドの受託者および監査委員会委員 |
| CHERYL BURGERMEISTER c/o The Select Sector SPDR Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1951年 | 受託者、監査委員会委員長(2014年12月31日に在任期間満了)、次期取締役会会長、監査委員会委員、指名・ガバナンス委員会委員 | 無制限 選任：1998年10月 | 退職、ポートランド・コミュニティ・カレッジ基金理事および会計責任者(2001年～現在)、ポートランド・コミュニティ・カレッジ基金財務委員会委員/委員長(2001年1月～現在)、オレゴン州現役公認会計士 | 9 | ポートランド・コミュニティ・カレッジ基金の理事および会計責任者、ALPS シリーズ・トラストの独立ディレクター代表、ラッセル・ファンズ・コンプレックスのディレクターおよび監査委員会委員 |
| ERNEST J. SCALBERG c/o The Select Sector SPDR Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1945年 | 受託者、監査委員会委員、指名・ガバナンス委員会委員長(2014年12月31日に在任期間満了) | 無制限 選任：1998年10月 | モントレイ・インスティテュート・オブ・インターナショナル・スタディーズ特任教授およびグローブ・センター理事(2009年～現在)、フィッシャー・グラデュエイト・スクール・オブ・インターナショナル・ビジネスの外部プログラム担当副学長補佐および学部長(2001年～2009年)、多くの非営利団体の理事、顧問または評議員(1974年～現在) | 9 | プリンシパル・リアル・エステート・インカム・ファンドのディレクターおよび監査委員会委員長、db-X ターゲット・デット・ファンズ・インクの監査・指名委員会委員、インターナショナル・ユニバーシティ・イン・ジュネーブ(IUG)(スイス)の基金委員会委員長 |
| R. CHARLES TSCHAMSION c/o The Select Sector SPDR Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1946年 | 受託者、監査委員会委員、指名・ガバナンス委員会委員 | 無制限 選任：1998年10月 | CFA 協会特別プロジェクト担当理事(2010年～現在)、CFA 協会業界関連担当理事(2005年～2010年)、リーハイ大学理事(1998年10月～2010年6月)、リーハイ大学寄付基金の投資小委員会委員長(1998年10月～2008年12月) | 9 | リーハイ大学名誉理事、db-X ターゲット・デット・ファンズ・インクのディレクター、監査委員会委員長、指名委員会委員 |
| 利害関係のある受託者 | | | | | |
| JAMES E. ROSS* SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 | 受託者 | 無制限 選任：2005年11月 | SSgA ファンズ・マネジメント・インク、会長兼ディレクター(2005年～現在)、SSgA ファンズ・マネジメント・インク、プレジデント(2005年～ | 250 | SPDR シリーズ・トラスト(受託者)、SPDR インデックス・シェアーズ・ファンズ(受託者)、SSgA アクティブ ETF トラスト(受託者)、SSgA マスタ |

| 氏名、住所および 生年月日 | ファンドにおける 地位 | 在任期間および 在職期間 | 過去5年間の 主な職業 | 受託者が監督するファ ンド・コンプレックス に属すポートフォリオ 数 | 受託者の 兼職の状況 |
|------------------|----------------|-----------------|---|---|---|
| 1965年 | | | 2012年)、ステート・ ストリート・グローバ ル・アドバイザーズ、 エグゼクティブ・バイ ス・プレジデント兼プ リンシパル(2006年～ 現在) | | ー・トラスト(受託 者)、ステート・スト リート・マスター・フ ァンズ(受託者)、ステ ート・ストリート・イ ンスティチューション ・インベストメン ト・トラスト(受託者) |

*ロス(Ross)氏は、アドバイザーとの雇用関係およびアドバイザーの関係会社における所有持分のために、本トラストの「利害関係者」(1940年法で定義する。)となっている。

役員

| 氏名、住所および 生年月日 | ファンドにおける地位 | 在任期間および 在職期間 | 過去5年間の主な職業 |
|--|----------------------------------|--------------------|--|
| ELLEN M. NEEDHAM SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1967年 | プレジデント兼プリンシパル・エ グゼクティブ・オフィサー | 無制限 選任：2013年5月 | SSgA ファンズ・マネジメン ト・インク、プレジデ ント兼ディレクター(201 2年6月～現在)、SSgA ファンズ・マネジメン ト・インク、最高運 営責任者(2010年5 月～2012年6月)、 SSgA ファンズ・マ ネジメン ト・インク、シニア ・マ ネー ジ ン グ ・ デ ィ レ ク タ ー (1992年～2012年)*、 ステート・スト リート・グ ロー バ ル ・ ア ド バ イ ザ ー ズ 、 シ ニ ア ・ マ ネ ー ジ ン グ ・ デ ィ レ ク タ ー (1992年～ 現在)* |
| MICHAEL P. RILEY SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1969年 | バイス・プレジデント | 無制限 選任：2005年2月 | ステート・スト リート・グ ロー バ ル ・ ア ド バ イ ザ ー ズ お よ び SSgA ファ ンズ ・ マ ネ ジ メン ト ・ イ ン ク 、 バ イ ス ・ プ レ ジ デ ン ト (2008年～ 現在)、ステ ート・ス ト リ ー ト ・ グ ロー バ ル ・ ア ド バ イ ザ ー ズ お よ び SSgA ファ ンズ ・ マ ネ ジ メン ト ・ イ ン ク 、 プ リ ン シ パ ル (2005年～ 2008年) |
| CHAD C. HALLETT State Street Bank and Trust Company One Iron Street, Boston, MA 02206 1969年 | 財務部長兼首席財務責任者 | 無制限 選任：2007年11月 | ステート・ス ト リ ー ト ・ バ ン ク ・ ア ン ド ・ ト ラ ス ト ・ カ ン パ ニ ー 、 バ イ ス ・ プ レ ジ デ ン ト (2001年～ 現在)* |
| LAURA F. DELL State Street Bank and Trust Company One Iron Street, Boston, MA 02206 1964年 | 財務副部長 | 無制限 選任：2007年11月 | ステート・ス ト リ ー ト ・ バ ン ク ・ ア ン ド ・ ト ラ ス ト ・ カ ン パ ニ ー 、 バ イ ス ・ プ レ ジ デ ン ト (2002年～ 現在)* |
| MATTHEW FLAHERTY State Street Bank and Trust Company One Iron Street, Boston, MA 02206 1971年 | 財務副部長 | 無制限 選任：2005年5月 | ステート・ス ト リ ー ト ・ バ ン ク ・ ア ン ド ・ ト ラ ス ト ・ カ ン パ ニ ー 、 バ イ ス ・ プ レ ジ デ ン ト (1994年～ 現在)* |
| JESSE D. HALLEE State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, Boston, MA 02116 1976年 | 秘書役、最高法律責任者、倫理規 定コンプライアンス担当役員 | 無制限 選任：2013年11月 | ステート・ス ト リ ー ト ・ バ ン ク ・ ア ン ド ・ ト ラ ス ト ・ カ ン パ ニ ー 、 バ イ ス ・ プ レ ジ デ ン ト 兼 シ ニ ア ・ カ ウ ン セ ル (2013年～ 現在)、ブラ ウ ン ・ ブ ラ ザ ー ズ ・ ハ リ マ ン ・ ア ン ド ・ カ ン パ ニ ー 、 バ イ ス ・ プ レ ジ デ ン ト 兼 カ ウ ン セ ル (2007年～ 2013年) |
| DAVID K. JAMES | 秘書役補佐 | 無制限 | ステート・ス ト リ ー ト ・ バ ン ク ・ ア ン ド |

| 氏名、住所および 生年月日 | ファンドにおける地位 | 在任期間および 在職期間 | 過去5年間の主な職業 |
|--|---------------|--------------------|---|
| State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, MA 02115 1970年 | | 選任：2013年11月 | トラスト・カンパニー、バイス・プレジデントおよびマネージング・カウンセラー(2009年～現在)、PNG グローバル・インベストメント・サービシング、バイス・プレジデントおよびカウンセラー(2006～2009年) |
| BRIAN HARRIS SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1973年 | 最高コンプライアンス責任者 | 無制限 選任：2013年11月 | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズおよびSSgA ファンズ・マネジメント・インク、バイス・プレジデント(2013年～現在)、BofA グローバル・キャピタル・マネジメント、シニア・バイス・プレジデントおよび投資コンプライス国際責任者(2010年～2013年)、AARP フィナンシャル・インク、コンプライアンス担当ディレクター(2008年～2010年) |

* 記載されている期間中、多くの役職を務め、多くの関係会社に勤務した。

SPDR®ETF の目論見書を希望される方は、**1-866-787-2257** にお電話下さい。目論見書には、本ファンドが適切な投資対象であるかどうかを決定する上で注意深く検討すべき手数料、費用、投資目的、およびリスク要因を含む、より完全な情報が記載されています。投資する前に、目論見書を注意深くお読み下さい。投資には、元本損失を含むリスクが伴います。

受託者

CHERYL BURGERMEISTER
GEORGE R. GASPARI (会長)
JAMES E. ROSS
ERNEST J. SCALBERG
R. CHARLES TSCHAMPION

役員

ELLEN M. NEEDHAM (プレジデント)
MICHAEL P. RILEY (バイス・プレジデント)
CHAD C. HALLETT (財務部長)
MATTHEW FLAHERTY (財務副部長)
LAURA DELL (財務副部長)
JESSE D. HALLEE (秘書役)
DAVID JAMES (秘書役補佐)
BRIAN HARRIS (最高コンプライアンス責任者)

投資顧問

SSGA FUNDS MANAGEMENT, INC.
STATE STREET FINANCIAL CENTER
ONE LINCOLN STREET
BOSTON, MASSACHUSETTS 02111

販売会社

ALPS PORTFOLIO SOLUTIONS DISTRIBUTOR, INC.
1290 BROADWAY, SUITE 1100
DENVER, COLORADO 80203

保管会社、アドミニストレーターおよび名義書換代理人

STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY
STATE STREET FINANCIAL CENTER
ONE LINCOLN STREET
BOSTON, MASSACHUSETTS 02111

法律顧問

CLIFFORD CHANCE US LLP
31 WEST 52ND STREET
NEW YORK, NEW YORK 10166

独立した登録公認会計士事務所

PRICEWATERHOUSECOOPERS LLP
125 HIGH STREET
BOSTON, MASSACHUSETTS 02110

セレクト・セクターSPDR トラストは、ALPS ポートフォリオ・ソリューションズ・ディストリビューター・インクにより販売される。

本報告書に含まれる情報は、本トラストの受益者への情報提供を目的としている。本報告書は、本トラストに関する重要な情報を含む本トラストの最新の目論見書が事前にまたは同時に提供されていない限り、投資を検討している人に配布することは認められていない。最新の目論見書は販売会社から入手することができる。投資を行う前に目論見書を慎重にお読み頂きたい。